
大府市議会議員政治倫理条例の解説

平成24年8月

大府市議会議会改革・活性化特別委員会

(令和7年5月改訂版)

目次

○大府市議会議員政治倫理条例の説明	・・・	Ⅰ
-------------------	-----	---

第 Ⅰ 条	目的	・・・	Ⅰ
第 2 条	議員の責務	・・・	Ⅰ
第 3 条	政治倫理基準の遵守	・・・	2
第 4 条	審査の請求	・・・	5
第 5 条	審査会の設置等	・・・	6
第 6 条	審査会の会議	・・・	7
第 7 条	議員の協力義務	・・・	7
第 8 条	その他審査会に関する事項	・・・	8
第 9 条	審査請求の却下	・・・	8
第 10 条	審査結果の報告	・・・	9
第 11 条	審査結果の通知	・・・	Ⅰ0
第 12 条	対象議員に対する措置	・・・	Ⅰ0
第 13 条	公表	・・・	ⅠⅠ
第 14 条	守秘義務	・・・	ⅠⅠ
第 15 条	留意事項	・・・	ⅠⅠ
第 16 条	委任	・・・	Ⅰ2
附 則		・・・	Ⅰ2

○大府市議会議員政治倫理条例施行規程	・・・	Ⅰ3
--------------------	-----	----

○様式「記載例」	・・・	24
----------	-----	----

○政治倫理基準違反に対する審査請求の流れ	・・・	26
----------------------	-----	----

大府市議会議員政治倫理条例（平成24年大府市条例第16号。以下「条例」といいます。）は、平成24年大府市議会第2回定例会において、議会改革・活性化特別委員会提出議案として提出され、全会一致で可決、成立し、平成24年6月28日に公布され、施行されました。

また、条例の施行に伴い、大府市議会議員政治倫理条例施行規程（平成24年大府市議会規程第1号。以下「規程」といいます。）を定め、同日施行されました。

ここでは、条例の内容について、規程の内容を踏まえながら、説明します。

（目的）

第1条 この条例は、大府市議会の議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、民主的で公正かつ清廉であることを基本とする政治倫理の向上を目指し、もって市政の健全な発展に寄与することを目的とする。

《説 明》

この条は、条例の制定の目的について規定しています。

大府市議会の議員（以下「議員」といいます。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、公人としての立場を認識し、民主的で公正かつ清廉であることを基本とする政治倫理の向上を目指し、市政の健全な発展に寄与することを目的としています。

（議員の責務）

第2条 議員は、市民の代表者として市政に携わり、公共の利益を追求するという自覚の下、より高い倫理観を持って、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、その地位による影響力を不正に行使させるような働き掛けがあったときは、これに応じてはならない。

3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

《説 明》

この条は、議員が果たすべき責務について3項目を規定しています。

第1項では、市民の代表者として市政に携っているという自覚を持って、また、自己又は特定の者の利益のためでなく、公共の利益を追求するという

自覚を持って、その使命の達成に努めなければならないこととしています。

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第89条第3項には、議会の権限の適切な行使に資するため、議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない旨が定められています。議員には、市民の代表者（公職者）として、一般の市民よりも、より高い倫理観を持つことが求められます。

第2項では、議員の地位による影響力を不正に行使させるような働き掛けがあっても応じてはならないこととしています。

第3項では、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら疑惑を解明し、説明責任を果たすよう努めなければならないこととしています。

（政治倫理基準の遵守）

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理の基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- （1） 市民の代表者として、その品位及び名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、市民の疑惑を招くような行為をしないこと。
- （2） 市民の代表者として行動し、その地位を利用して金品の授受をしないこと。
- （3） 市又は市が資本金その他これに準ずるものを出資している法人若しくは市の公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の者のために有利又は不利な取扱いをするような働き掛けをしないこと。
- （4） 市及び市が構成団体となっている特別地方公共団体（以下「市等」という。）の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）の採用、昇任、降任、転任その他の人事に関し、公正を害する行為をしないこと。
- （5） 市等の職員の公正な職務の遂行を妨げ、その職務権限を不正に行使するような働き掛けをしないこと。
- （6） 法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、議会運営の公正及び市の事務執行の適正を図ること。

《説 明》

この条は、議員が遵守すべき政治倫理の基準（以下「政治倫理基準」といいます。）について、6項目を規定しています。

第1号では、市民の代表者としての品位及び名誉を損なう行為を慎み、市民の疑惑を招くような行為をしないこととしています。

第2号では、市民の代表者として行動し、議員の地位を利用した金品の授受をしないこととしています。

第3号では、市又は市の出資法人若しくは公の施設の指定管理者(※1)が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の者に有利又は不利な取扱いをするような働き掛けをしないこととしています。

なお、「特定の者」には、個人だけでなく、法人や団体・組織も含まれ、法人格の有無や営利又は非営利の目的を問いません。また、議員との関係についても一切問いません。また、契約に関する「働き掛け」については、入札等の契約締結前はもちろん、契約期間中、契約期間満了後の行為も含みます。

第4号では、市及び市が構成団体となっている特別地方公共団体（東部知多衛生組合、知北平和公園組合、知多北部広域連合及び愛知県後期高齢者医療広域連合）の職員の採用、昇任、降任、転任、派遣又は出向に関し、公正を害する行為をしないこととしています。

第5号では、市等の職員の公正な職務の遂行を妨げ、その職務権限を不正に行使するような働き掛けをしないこととしています。

第6号では、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、議会運営の公正及び市の事務執行の適正を図ることを改めて規定しています。

法第92条の2は、いわゆる「議員の兼業禁止」の規定であり、議会運営の公正及び市の事務執行の適正を図るため、議員が個人事業主やその支配人として、又は法人等の役員等として、市とある程度の「請負」(※2)の関係にあることに制限を掛けています。「請負」の関係が「議員の兼業禁止」に該当するか否かは、法第127条により議会が認定することになっており、議会が「議員の兼業禁止」に該当すると判断した場合、その議員は失職となります。

なお、個々の取引等が、法第92条の2にいう「請負」に該当するか否かについては、個々様々な解釈があり、判断が分かれる部分があります。議員と市との間の個々の取引等が、法第92条の2にいう「請負」に該当するか否か、また、「議員の兼業禁止」の規定に該当し、議員が失職となるか否かについては、最終的には、法第127条に基づく手続により、議会がその議決によって判断することになります。

※1 令和7年4月1日現在、指定管理者制度を導入している公の施設は、次のとおりです。

市民活動センター 石ヶ瀬会館 勤労文化会館 長草デイサービスセンター 発達支援センターおひさま 発達支援センターみのり ニツ池セレクトナ ニツ池公園グラウンド 市民体育館 大府体育センター 横根グラウンド 大府市営テニスコート 横根フットサルコート 横根多目的グラウンド 吉田多目的グラウンド 石ヶ瀬多目的グラウンド 米田多目的グラウンド おおぶ文化交流の杜 東山児童老人福祉センター 共和西児童老人福祉センター 神田児童老人福祉センター

※2 大府市議会では、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的として、「大府市議会の議員の請負の状況の公表に関する要綱」を定め、議員自らの判断と責任において、議員が個人事業主又はその支配人である場合の「請負」について、議長にその状況を報告し、公表することとしています。

《令和7年5月の条例改正》

令和7年5月の条例改正以前の第3条第6号では、「議員が役員をし、若しくは実質的に経営に加わっている企業等又は議員若しくはその配偶者若しくは同居の1親等以内の者が経営する企業等について、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市が行う請負その他の契約を辞退するよう努めること」を定めていました。

従来、議員個人の請負については、金額の多寡にかかわらず、一切認められていませんでしたが、地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）により、法第92条の2の規定が改正（令和5年3月1日施行）され、各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額（300万円）を超えない者が、議員個人による請負に関する規制の対象から除かれることになりました。

これにより、議員個人が、個人事業主及びその使用人として、改正後の法第92条の2による規制の対象にならない範囲内で、市と請負その他の契約を行うことが許容されるようになりましたが、それにもかかわらず、市の条例において、議員が役員をしている企業等や、議員本人や議員の配偶者、同居の1親等以内の親族が経営する企業等に対しては、金額の多寡にかかわらず、契約を辞退するよう努力義務が課されるという状態になっていました。

そこで、改正地方自治法と大府市議会議員政治倫理条例の整合性を図る観点から、令和7年5月13日に開催された令和7年大府市議会第1回臨時会において条例の一部改正を行い、第3条第6号の規定の見直しを行うこととしました。

(審査の請求)

第4条 議員が政治倫理基準に違反し、又はこれを遵守することを怠ったと疑われるときは、次の各号のいずれかの連署をもって、審査し、又は調査すべき事案及びその理由を示して、議長に対し、審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

(1) 市民による審査請求 議員の選挙権を有する者の総数の50分の1以上

(2) 議員による審査請求 大府市議会の議員の定数を定める条例（平成14年大府市条例第27号）に規定する議員の定数の12分の1以上

《説 明》

この条は、審査の請求（以下「審査請求」といいます。）について規定しています。

議員が政治倫理基準に違反し、又はこれを遵守することを怠ったと疑われるときは、市民又は議員は、審査し、又は調査すべき事案及びその理由を示して、議長に対し、審査請求ができることとしています。

審査請求に必要な連署の数は、市民による審査請求の場合は、議員の選挙権を有する者の総数の50分の1以上とし、議員による審査請求の場合は、大府市議会の議員の定数を定める条例（平成14年大府市条例第27号）に規定する議員の定数の12分の1以上としています。

市民による審査請求は、「政治倫理基準違反審査請求書（市民用）」（規程第1号様式）に、議員による審査請求は、「政治倫理基準違反審査請求書（議員用）」（規程第2号様式）に、必要事項を記入するとともに、参考となる資料があれば添付して、議長に提出することとしています。

また、市民に署名を求めるときは、必ず、政治倫理基準違反審査請求書（市民用）の写しを相手に提示し、審査請求の理由の趣旨に賛同してもらったうえで、審査請求署名簿（規程第3号様式）に記載することとしています。審査請求署名簿には、署名年月日、住所、氏名及び生年月日の記載並びに押印（自署によらない場合に限ります。）が必要となり、これらのいずれかでも欠けた場合は、その署名は、無効となります（規程第3条関係）。

「議員の選挙権を有する者の総数の50分の1の数」は、審査請求のあった日の直近に行われた地方自治法第74条第5項の規定により告示された数としています（規程第3条関係）。

なお、告示は、選挙管理委員会が、毎年3月、6月、9月及び12月に行っています。

また、署名をした者が、選挙権を有する者であるかどうかは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、議会が市長に対し、住民票記載事項証明書の交付を請求し、交付された証明書に選挙人名簿に登録された旨の記載があるかどうかで確認を行います（規程第4条関係）。

(審査会の設置等)

第5条 議長は、審査請求を受けた場合において、前条各号に規定する連署の数に達したと認めるときは、審査請求の適否及び政治倫理基準に違反し、又はこれを遵守することを怠った事実の存否について審査するため、大府市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員（以下「委員」という。）の定数は、7人とする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

3 委員は、議員（審査請求の対象となる議員（以下「対象議員」という。）を除く。）のうちから議長が指名する。

4 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 委員の任期は、第10条の規定による審査結果の報告が終了した日までとする。ただし、議員の職を失ったときは、委員の職を失う。

6 委員は、公平かつ適正にその職務を遂行しなければならない。

《説 明》

第5条から第8条までの規定は、大府市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」といいます。）に関する事項です。

この条は、審査会の設置等について規定しています。

第1項では、審査請求に必要な連署の数に達したと認めるときは、議長が審査会を設置することとしています。審査会では、審査請求が適当か否かについて及び政治倫理基準に違反し、又はこれを遵守することを怠った事実があったか否かについての審査を行います。

また、議長は、必要な連署の数に達し、審査会の設置を決定したとき、又は連署の数に達せず、設置しないことを決定したときは、速やかに、審査請求の代表者及び審査請求の対象となる議員（以下「対象議員」といいます。）にその旨を通知することとしています（規程第5条関係。第4号様式）。

第2項では、委員の定数を7人としていますが、不測の事態により7人が確保できないときは、この限りでないこととしています。

第3項では、委員は、対象議員以外の議員のうちから、議長が指名することとしています。委員の選任については、議長が恣意的に指名するものではなく、あらかじめ、会派間で人員配分について協議したうえで、決定します。

第4項では、審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定めることとしています。

第5項では、委員の任期は、審査結果の報告が終了した日までとしていますが、議員でなくなったときは、同時に委員の職を失うこととしています。

第6項では、委員は、公平かつ適正に職務を遂行しなければならないこととしています。

(審査会の会議)

第6条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

4 審査会は、対象議員に会議への出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。

5 審査会は、対象議員その他の者に対し、事情聴取、資料の提出要求その他の必要な調査を行うことができる。

《説 明》

この条は、審査会の会議について規定しています。

第1項では、定足数について規定しています。地方自治法第113条及び大府市議会委員会条例(平成3年大府市条例第32号)第15条の規定に準じ、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、開くことができないこととしています。

第2項では、表決について規定しています。地方自治法第116条及び大府市議会委員会条例第16条の規定に準じ、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによることとしています。

第3項では、会議は、原則公開としています。ただし、地方自治法第115条の規定に準じ、出席委員の3分の2以上が必要と認めるときは、非公開とすることができることとしています。

第4項では、対象議員に会議への出席を求め、弁明の機会を付与することとしています。

第5項では、対象議員、対象議員以外の議員及び審査請求に関する事案の関係者に対し、事情聴取、資料の提出要求その他の必要な調査を行うことができることとしています。

(議員の協力義務)

第7条 議員は、審査会からの求めに応じ、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して、意見を述べなければならない。

《説 明》

この条は、議員の協力義務について規定しています。

審査を円滑に進めるため、議員は、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して、意見を述べ、審査会の運営に協力しなければならないこととしています。

(その他審査会に関する事項)

第8条 前3条に定めるもののほか、審査会に関する事項は、大府市議会委員会条例（平成3年大府市条例第32号）及び大府市議会会議規則（昭和47年大府市議会規則第1号）に規定する委員会の例による。

《説 明》

この条では、第5条から第7条までの規定に定めるもののほか、審査会に関する事項は、大府市議会委員会条例及び大府市議会会議規則（昭和47年大府市議会規則第1号）に規定する委員会の運営に準じて行うこととしています。

(審査請求の却下)

第9条 審査会は、審査請求が適当でないと認めるときは、これを却下する。
2 審査会は、前項の規定により却下したときは、速やかに、その旨を議長に報告する。

《説 明》

この条では、審査会が行う審査請求の却下について規定しています。

提出された審査請求に関する事案について、審査請求の手續において、明らかに主観的又は恣意的な行為や事実と異なる内容が含まれるときは、審査請求が適当でないと認め、却下することとしています。

第2項では、却下したときは、速やかに、その旨を議長に対し、報告することとしています。

また、議長は、却下の報告を受けたときは、速やかに、審査請求の代表者及び対象議員に対し、その旨を通知することとしています（規程第6条関係。第5号様式）。

(審査結果の報告)

第10条 審査会は、審査請求に係る事案の審査を終了したとき（前条第1項の規定により審査請求が却下されたときを除く。）は、速やかに、その結果を議長に報告しなければならない。この場合において、政治倫理基準に違反し、又はこれを遵守することを怠った事実があったと認めるときは、当該報告に次のいずれの措置を講じるべきかの意見を添えなければならない。

- (1) この条例の規定を遵守させるための警告書の発行
- (2) 議会内での役職辞任の勧告
- (3) 議員辞職の勧告
- (4) その他必要と認める措置

《説 明》

この条では、審査会が行う審査結果の報告について規定しています。

審査請求を却下した場合を除き、審査が終了したときは、速やかに、議長に報告しなければならないこととしています。

その報告が、政治倫理基準に違反し、又はこれを遵守することを怠った事実があったと認めるものであるときは、講じるべき措置についての意見を添えなければならないこととしています。

報告の書式は、規程で定めています（規程第7条関係。第6号様式）。

第2号の「議会内での役職」とは、正副議長及び監査委員(※1)並びに各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、議会広報委員会その他議会内各種協議会の正副委員長をいいます。

なお、大府市議会内での役職ではありませんが、「議会内での役職辞任の勧告」の措置においては、当市が構成団体となっている特別地方公共団体（東部知多衛生組合、知北平和公園組合、知多北部広域連合及び愛知県後期高齢者医療広域連合）の議会の議員についても、「議会内での役職」と同様に取り扱うものとして、市議会内で申し合わせがされています（大府市議会議員政治倫理条例申し合わせ事項）。

※1 大府市では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項ただし書及び大府市監査委員に関する条例（昭和45年大府市条例第9号）第2条の規定により、令和元年5月1日以降、議員のうちから監査委員を選任しないこととしています。

(審査結果の通知)

第11条 議長は、前条の規定による報告を受けたときは、審査請求の代表者及び対象議員に対し、速やかに、審査の結果を通知する。

《説 明》

この条では、審査結果の通知について規定しています。

議長は、審査会の審査が終了し、その結果について報告を受けたときは、速やかに、審査請求の代表者及び対象議員に対し、審査の結果（措置を講じるべきときは、その内容を含みます。）を通知することとしています。

通知の書式は、規程で定めています（規程第8条関係。第7号様式）。

(対象議員に対する措置)

第12条 議会は、第10条に規定する意見を添えた報告があったときは、当該報告の趣旨を尊重し、対象議員に対して、議会の品位及び名誉を守り、市民の信頼を回復するため、速やかに、議会の議決を経て、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、第10条第3号に規定する措置が講じられたときは、同時に同条第2号に規定する措置を講じるものとする。

3 前2項に規定する措置が講じられた場合の効力は、当該対象議員の任期中継続する。

《説 明》

この条では、政治倫理基準に違反し、又はこれを遵守することを怠った事実があったと認めた場合における対象議員に対する措置について規定しています。

第1項では、議会、審査会からの措置に関する報告の趣旨を尊重し、対象議員に対し、議会の議決を経て、必要な措置を講じなければならないこととしています。

議会の構成員である各議員は、審査会の報告に添えられた意見を踏まえ、当該議員に対して行う措置を記載した議案（決議案）を提出・審議しなければなりません。そして、議会の議決により、当該議員に対する必要な措置が決定した場合は、議会の代表者である議長の下、当該措置を講じます。

第2項では、講じられた措置が「議員辞職の勧告」であったときは、同時に「議会内での役職辞任の勧告」の措置を講じることとしています。

第3項では、措置が講じられた場合の効力は、当該対象議員の任期中継続することとしています。

(公表)

第13条 議長は、第9条第2項及び第10条の規定による報告があったとき並びに前条の規定による措置が講じられたときは、次に掲げる事項について、速やかに、別に定める方法により公表する。

- (1) 審査請求の代表者の氏名及び有効署名の総数
- (2) 対象議員の氏名
- (3) 審査請求の理由
- (4) 審査結果の内容
- (5) 措置の内容（前条に規定する措置が講じられたときに限る。）

《説 明》

この条は、公表について規定しています。

議長は、審査請求が却下されたとの報告があったとき、政治倫理基準に違反し、又はこれを遵守することを怠った事実があったとの報告があったとき、及び対象議員に措置が講じられたときは、速やかに、第1号から第5号までに掲げる事項について公表することとしています。

公表は、おおぶ議会だより又は大府市議会のウェブサイトへの掲載若しくは議長が適当と認める方法により行うこととしています（規程第9条関係）。

(守秘義務)

第14条 議員は、審査請求に係る事案の審査において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

《説 明》

この条は、議員の守秘義務について規定しています。

議員は、在職中はもちろんのこと、その職を退いた後も、審査請求に係る事案の審査において知り得た秘密を他人に漏らしてはならないこととしています。

(留意事項)

第15条 この条例の運用に際しては、正当な政治活動を抑圧することのないよう留意しなければならない。

《説 明》

この条は、条例の運用に際し、正当な政治活動を抑圧することのないよう留意しなければならないこととしています。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

《説 明》

この条では、条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、議長が別に定めることとしています。

この規定に基づき、規程を制定し、手続、様式等を定めています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 第4条の規定は、施行日以後に行われた事案について適用する。

《説 明》

この条例の施行期日は、公布の日（平成24年6月28日）です。審査請求をすることができるのは、条例の施行の日以後に行われた事案としています。

○大府市議会議員政治倫理条例施行規程

平成24年6月28日 大府市議会規程第1号
最終改正 令和7年5月15日 大府市議会規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、大府市議会議員政治倫理条例（平成24年大府市条例第16号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(審査請求の手續等)

第3条 条例第4条に規定する審査の請求（以下「審査請求」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める請求書（以下「審査請求書」という。）により行う。

- (1) 市民による審査請求 政治倫理基準違反審査請求書（市民用）（第1号様式）
- (2) 議員による審査請求 政治倫理基準違反審査請求書（議員用）（第2号様式）

2 条例第4条に規定する市民による審査請求の連署は、審査請求署名簿（第3号様式。以下「署名簿」という。）に、政治倫理基準違反審査請求書（市民用）の写しを付して求めなければならない。

3 署名簿において、次に定める事項を欠く署名は、これを無効とする。

- (1) 署名年月日
- (2) 住所
- (3) 氏名
- (4) 生年月日
- (5) 押印（自署によらない場合に限る。）

4 条例第4条第1号に規定する議員の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、審査請求のあった日の直近に行われた地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定による告示の数とする。

(選挙権を有する者の確認)

第4条 署名簿に署名を行った者が議員の選挙権を有する者であるか確認するため、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2の規定に基づき、議会が市長に対し、同法第7条第9号に規定する事項が記載された住民票記載事項証明書の交付を請求する。

(審査会設置の可否の通知)

第5条 議長は、条例第5条第1項に規定する大府市議会議員政治倫理審査会の設置の可否を決定したときは、速やかに、審査請求の代表者及び対象となる議員（以下「対象議員」という。）に対し、その旨を通知する。

2 前項の規定による通知は、大府市議会議員政治倫理審査会設置可否決定通知書（第4号様式）により行う。

(審査請求の却下の通知)

第6条 議長は、条例第9条第2項の規定により却下の報告を受けたときは、速やかに、

審査請求の代表者及び対象議員に対し、その旨を通知する。

2 前項の規定による通知は、審査請求却下通知書（第5号様式）により行う。

（審査結果の報告）

第7条 条例第10条の規定による報告は、審査結果報告書（第6号様式）により行う。

（審査結果の通知）

第8条 条例第11条の規定による通知は、審査結果通知書（第7号様式）により行う。

（公表の方法）

第9条 条例第13条に規定する公表の方法は、次のいずれかとする。

（1） おおぶ議会だよりに掲載する方法

（2） インターネットを利用して閲覧に供する方法

（3） その他議長が適当と認める方法

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、大府市議会議員政治倫理条例（平成24年大府市条例第16号）の施行の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日大府市議会規程第1号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月3日大府市議会規程第3号）

この規程は、令和3年9月3日から施行する。

附 則（令和7年5月15日大府市議会規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

政治倫理基準違反審査請求書（市民用）

大府市議会議長

殿

（審査請求代表者）

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

大府市議会議員政治倫理条例第 4 条の規定により、次のとおり審査を請求します。

審査請求の対象となる議員の氏名	
審査又は調査すべき事案の内容	（大府市議会議員政治倫理条例第 3 条第 号）
審査請求の理由	

- 添付資料 （１） 審査請求署名簿（第 3 号様式）
 （２） 参考となる資料

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

政治倫理基準違反審査請求書（議員用）

大府市議会議長

殿

大府市議会議員 _____（代表者）

同 _____

同 _____

同 _____

同 _____

同 _____

同 _____

大府市議会議員政治倫理条例第4条の規定により、次のとおり審査を請求します。

審査請求の対象となる議員の氏名	
審査又は調査すべき事案の内容	（大府市議会議員政治倫理条例第3条第 号）
審査請求の理由	

添付資料 参考となる資料

第3号様式（第3条関係）

審査請求署名簿

私は、別添「政治倫理基準違反審査請求書（市民用）」に記載された審査請求の理由の趣旨に賛同し、署名します。

また、私が大府市議会議員の選挙権を有する者であるかどうかについて、大府市議会が確認することについても同意します。

番号	署名 年月日	住 所 (アパート等の名称及び部屋番号)	氏 名	生年月日	印※

（注意）「政治倫理基準違反審査請求書（市民用）」を提出する際は、集まった審査請求署名簿の番号欄に一連の通し番号を記入の上、提出すること。

※自署の場合は、押印不要です。

第4号様式その1（第5条関係）

年 月 日

大府市議会議員政治倫理審査会設置可否決定通知書

（審査請求の代表者） 様

大府市議会議長

年 月 日付けで提出された大府市議会議員政治倫理条例第4条の規定による審査請求に対し、大府市議会議員政治倫理審査会の設置の可否について、下記のとおりに決定しましたので通知します。

記

1 審査会の設置 可 ・ 否

2 理由（「否」の場合に限る。）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（議長に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、議長となります。）。

第4号様式その2（第5条関係）

年 月 日

大府市議会議員政治倫理審査会設置可否決定通知書

（対象議員） 様

大府市議会議長

年 月 日付けで提出された大府市議会議員政治倫理条例第4条の規定による審査請求に対し、大府市議会議員政治倫理審査会の設置の可否について、下記のとおりに決定しましたので通知します。

記

1 審査会の設置 可 ・ 否

2 理由（「否」の場合に限る。）

第5号様式その1（第6条関係）

年 月 日

審査請求却下通知書

（審査請求の代表者） 様

大府市議会議長

印

年 月 日付けで提出された大府市議会議員政治倫理条例第4条の規定による審査請求は、大府市議会議員政治倫理審査会において、審査した結果、却下することとしましたので通知します。

記

却下の理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（議長に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、議長となります。）。

第5号様式その2（第6条関係）

年 月 日

審査請求却下通知書

（対象議員） 様

大府市議会議長 印

年 月 日付けで提出された大府市議会議員政治倫理条例第4条の規定による審査請求は、大府市議会議員政治倫理審査会において、審査した結果、却下することとしましたので通知します。

記

却下の理由

年 月 日

審査結果報告書

大府市議会議長

殿

大府市議会議員政治倫理審査会
委員長

年 月 日付けで提出された大府市議会議員政治倫理条例第4条の規定による審査請求について、大府市議会議員政治倫理審査会での審査が終了しましたので、次のとおり審査結果を報告します。

審査請求の対象となった議員の氏名	
審査又は調査すべき事案の内容	(大府市議会議員政治倫理条例第3条第 号)
審査請求の理由	
審査の結果	
措置を講じる場合の意見の内容	

年 月 日

審査結果通知書

（審査請求の代表者）（対象議員） 様

大府市議会議長

印

年 月 日付で提出された大府市議会議員政治倫理条例第4条の規定による審査請求について、大府市議会議員政治倫理審査会での審査結果を次のとおり通知します。

審査請求の対象となった議員の氏名	
審査又は調査すべき事案の内容	（大府市議会議員政治倫理条例第3条第 号）
審査請求の理由	
審査の結果	
措置を講じる場合の意見の内容	

第1号様式（第3条関係）

令和 7年12月 1日

政治倫理基準違反審査請求書（市民用）

大府市議会議長 ○ ○ ○ ○ 殿

（審査請求代表者）

住 所 大府市中央町五丁目70番地

氏 名 大 府 太 郎

電話番号 0562-47-2111

大府市議会議員政治倫理条例第4条の規定により、次のとおり審査を請求します。

審査請求の対象となる議員の氏名	○ ○ ○ ○
審査又は調査すべき事案の内容	市立○○センターが購入する備品について、A社が購入の相手方となるよう他の業者に働き掛けた。 （大府市議会議員政治倫理条例第3条第 3 号）
審査請求の理由	令和7年10月1日、△△において、○○議員は、市立○○センターの備品購入の相手方がA社に決定するように、入札を予定しているB社に対し、入札を辞退するよう迫った。 これは、市民の代表者たる議員には不適切な行為であると感じるため、審査請求を求める。

- 添付資料 (1) 審査請求署名簿（第3号様式）
 (2) 参考となる資料

第3号様式（第3条関係）

審査請求署名簿

私は、別添「政治倫理基準違反審査請求書（市民用）」に記載された審査請求の理由の趣旨に賛同し、署名します。

また、私が大府市議会議員の選挙権を有する者であるかどうかについて、大府市議会が確認することについても同意します。

番号	署名 年月日	住 所 (アパート等の名称及び部屋番号)	氏 名	生年月日	印※
1	7.11.10	大府市中央町五丁目70番地	大府 太郎	S45.9.1	
2	7.11.11	大府市朝日町一丁目1番地 コーポ朝日102号	朝日 花子	S61.2.10	印
3					
4		1. 選挙権を有するか確認するため、記入もれのないようお書きください。記入もれがあった場合は、署名が無効になります。 2. 集合住宅の場合は、その名称と部屋番号も記入してください。 3. 自署の場合、押印の必要はありませんが、代筆等の自署によらない場合は、押印が必要になります。			
5					
6					
7					
8					
9					
10					

(注意)「政治倫理基準違反審査請求書（市民用）」を提出する際は、集まった審査請求署名簿の番号欄に一連の通し番号を記入の上、提出すること。
※自署の場合は、押印不要です。

●政治倫理基準違反に対する審査請求の流れ

